

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する令和4年度分の住民税があらたに非課税となった世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します。

2 支給額

1世帯あたり10万円

3 対象世帯・手続き方法等

(1) 住民税非課税世帯

- ・対象世帯 令和4年度における世帯全員の住民税が、あらたに非課税となった世帯
- ・申請方法 市から郵送される書類に、必要事項を記入し、添付書類を添えて窓口へ提出、または返信用封筒で返送のほか、オンラインでの手続きも可

(2) 家計急変世帯

- ・対象世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の世帯収入が減少し、世帯全員の収入が「住民税非課税相当」となった世帯
- ・申請方法 所定の申請書に、必要事項を記入し、添付書類を添えて窓口へ提出もしくは郵送（申請書は受付窓口のほか、玄関案内、総合支所、地域センター、地域事務所で配布）
- ・その他 令和3年度住民税非課税世帯もしくは家計急変世帯として、臨時特別給付金を受給している世帯は対象外

4 申請・相談窓口

- ・所在地 宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ 東館5階
- ・受付時間 9時00分から18時00分 ※祝休日を除く月曜から金曜
- ・電話番号 0985-24-2220

5 提出・申請期限

令和4年9月30日

【お問い合わせ先】

社会福祉第一課
非課税世帯等臨時特別給付金担当
電話：0985-24-2220